

新宿区内社会福祉法人連絡会 設立趣意書

私たち、新宿区内の社会福祉法人は、これまでも公益性・非営利性を備えた法人として、地域福祉の向上を図るという使命を果たすべく、それぞれに邁進してきました。

その中で、平成 28 年に成立した社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から地域貢献の取組が法人と責務として位置づけられたことを受け、社会福祉法人が地域福祉の担い手として、各法人の取り組みに加え、地域課題の把握や社会福祉法人の連携・協働による公益活動の実施等を進めていくことになりました。

近年、複雑化、困難化する地域課題について、より積極的に、より広範に、より効果的に地域の福祉ニーズを捉え、それに応え、だれもが暮らしやすい新宿のまちの実現に貢献していくためには、福祉人材の確保・育成や財源など各法人が共通して抱える運営面での多くの課題を克服していく必要もあります。

そのためには、区内の社会福祉法人がこれまで事業の中で培ってきた専門性や人材、各々の地域貢献活動で積み重ねてきた経験を活かし合うことが重要であると考えます。

私たち、新宿区内の社会福祉法人は、各法人の事業を充実させるとともに、地域課題の改善・解決をめざす地域福祉の担い手として、法改正の趣旨も踏まえ、連携・協働していく仕組みとして、ここに新宿区内社会福祉法人連絡会を設立するものです。